

平成 26 年 12 月 22 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ日本株式ベア・ファンドーベアシフト 11ー

当社は、平成 27 年 1 月 16 日に「ダイワ日本株式ベア・ファンドーベアシフト 11ー」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色

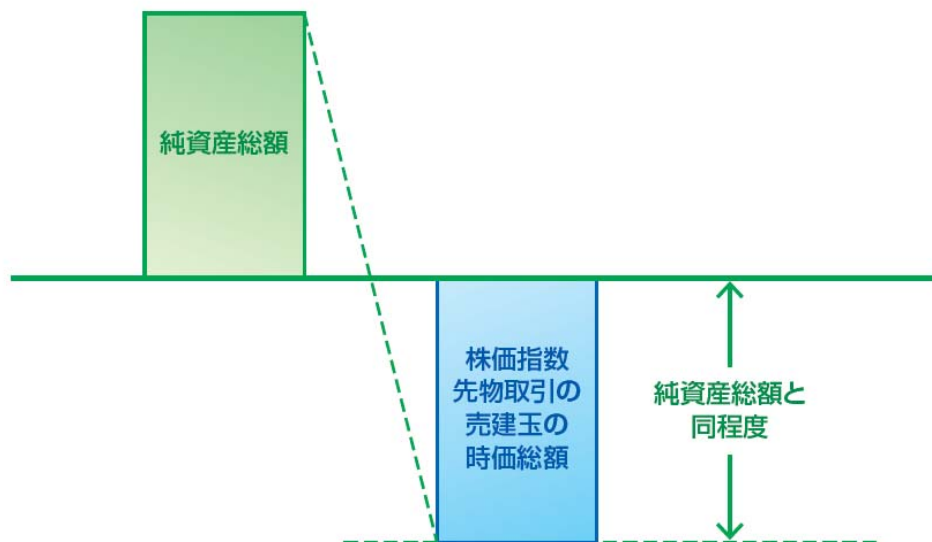


わが国の株価指数先物取引を売り建てるとともに、わが国の債券に投資します。



- 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額と同程度になるように調整することにより、日々の基準価額の値動きが日経平均株価の値動きとおおむね逆となることをめざします。

イメージ



※上記はあくまでもイメージであり、実際の株価指数先物の組入れは必ずしも上記のようになるとは限りません。

(注) 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額と同程度にならないことがあります。

大和投資信託

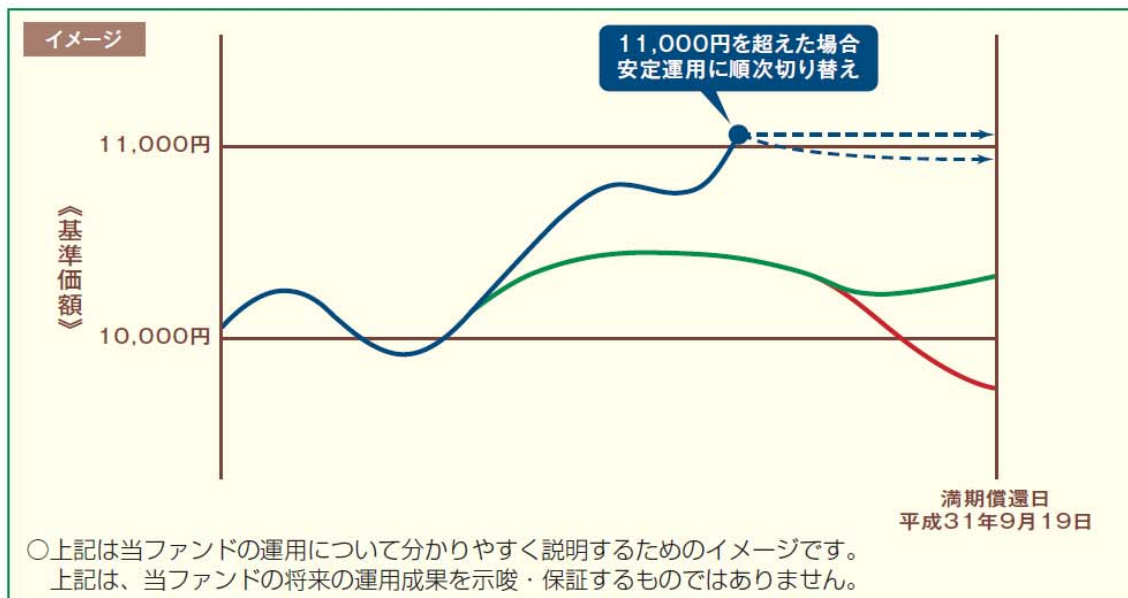
Daiwa Asset Management

2

基準価額が一度でも11,000円を超えた場合、安定運用に順次切り替えを行います。



- 基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。



※基準価額が11,000円を超えてから償還までの市況動向、運用管理費用（信託報酬）等により、基準価額が11,000円以下となることがあります。

※基準価額が11,000円を超えた日の翌日から運用管理費用（信託報酬）を切り替えます。運用管理費用（信託報酬）について、くわしくは、〈ファンドの費用〉をご参照下さい。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



〈基準価額が、一度でも11,000円を超えた場合〉



○基準価額が11,000円を超えてから安定運用に切り替えられるまで日数がかかることがあります。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1および2の運用が行なわれないことがあります。



毎年9月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づき収益の分配を行ないます。



（注）第1計算期間は、平成27年9月19日（休業日の場合翌営業日）までとします。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

- 当ファンドは、原則として信託期間の延長を行ないません。

- 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社により独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- 当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株価指数先物取引の利用に伴うリスク	株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. 追加的記載事項

- 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、日々の基準価額の値動きが日経平均株価の値動きとおおむね逆となることをめざして運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に逆になるものではありません。

- イ. 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと
- ロ. 日経平均株価の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ハ. 追加設定および解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ニ. 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ホ. 公社債等の短期有価証券への投資による利子収入等があること
- ヘ. 信託報酬、売買委託手数料等の負担
- ト. 株価指数先物の流動性が低下した場合などにおける売買対応の影響
- チ. 株価指数先物の最低取引単位の影響

4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
	料率等	費用の内容									
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)1.08%(税抜1.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。									
信託財産留保額	ありません。	—									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.5994% (税抜0.555%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。									
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率 0.265%									
	販売会社	年率 0.25%									
	受託会社	年率 0.04%									
基準価額が、 一度でも 11,000円を 超えた場合	<p>基準価額が一度でも11,000円を超えた場合、基準価額が11,000円を超えた日の翌日から以下の料率に切り替えます。</p> <p>運用管理費用の率は、各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.54(税抜0.5)を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年率0.5994%(税抜0.555%)を超える場合には、年率0.5994%(税抜0.555%)とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">上記による総額に対する比率で表示しています。</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>24.44%</td> <td>66.67%</td> <td>8.89%</td> </tr> </table>		上記による総額に対する比率で表示しています。			委託会社	販売会社	受託会社	24.44%	66.67%	8.89%
上記による総額に対する比率で表示しています。											
委託会社	販売会社	受託会社									
24.44%	66.67%	8.89%									
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。									

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

5. ご参考

ファンド名	ダイワ日本株式ベア・ファンド— ベアシフト 11—
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	①当初申込期間 1万口当たり1万円 ②継続申込期間 購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後2時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	①当初申込期間 平成27年1月13日から平成27年1月15日まで ②継続申込期間 平成27年1月16日から平成27年12月21日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	平成27年1月16日
当初募集額	1,050億円を上限とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	●株価指数先物取引が停止されたとき等の場合には、委託会社の判断で、当日分の購入、換金の受付けを中止または取消しにすることがあります。 ●金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信託期間	平成27年1月16日から平成31年9月19日まで ※原則として信託期間の延長を行ないません。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年9月19日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成27年9月19日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	2,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
販売会社	大和証券
受託銀行	みずほ信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上